

●香川県告示第289号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和46年1月5日指道第211号（昭和46年香川県告示第6号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成26年7月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日 平成26年7月9日
- 2 指定を廃止する道路の位置 坂出市林田町字馬場南3111番5、3120番2、3120番3、3120番4、  
3120番5、3120番6、3121番1、3121番2、3121番3、3121番4、  
3121番5、3121番11及び同地先農道・水路
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル  
延長 128.60メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。